

## 三重県景観アドバイザー制度実施要綱

### (趣 旨)

第1条 三重県内の市町による景観形成の取組を支援するとともに、県の景観形成施策を推進するため、三重県景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）制度を設置することとし、この要綱は制度の実施に関して必要な事項を定める。

### (登 録)

第2条 アドバイザーは景観、建築、都市計画、農業及び色彩等に関し専門的知識を有する者のうちから知事が選任し、三重県景観アドバイザー名簿に登録する。

### (任 期)

第3条 アドバイザーの任期は2年とし、他のアドバイザーの任期途中で就任した場合は、他のアドバイザーの任期までとする。ただし、再任を妨げない。

### (アドバイザーの業務)

第4条 アドバイザーは次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県又は市町が行う景観形成活動等に関する助言
- (2) 景観に関するシンポジウム、セミナー等での講演
- (3) ワークショップ等の景観形成活動の企画・運営に関する助言
- (4) 公共事業等に対する景観に関する評価又は助言

### (派 遣)

第5条 市町がアドバイザーの派遣を希望するときは、「三重県景観アドバイザー派遣申請書」（様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請について必要と認める場合は、派遣するアドバイザーを決定し、「三重県景観アドバイザー派遣依頼書」（様式第2号）により、アドバイザーに依頼するとともに、「三重県景観アドバイザー派遣決定通知書」（様式第3号）により、市町に通知するものとする。

3 アドバイザーの派遣を受けた市町は、速やかに業務の実績について「三重県景観アドバイザー派遣実績報告書」（様式第4号）を知事に提出するものとする。

4 県がアドバイザーの派遣を必要とするときは、第2項の規定に準じて、アドバイザーに依頼する。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、第4条の業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(費用の支払い)

第7条 知事は、アドバイザーが第4条の業務に従事した場合は、別に定めるところにより予算の範囲内において報償費及び旅費を支払う。

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、県土整備部都市政策課で処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成17年8月9日から施行する。

(アドバイザーの任期の特例)

2 平成19年3月31日までに選任されたアドバイザーの任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年12月18日から適用する。

附 則

この要綱は平成30年4月2日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年1月28日から適用する。

(様式第1号)

第 号  
年 月 日

三重県知事 様

市町長

三重県景観アドバイザー派遣申請書

三重県景観アドバイザーの派遣を受けたいので、三重県景観アドバイザー制度実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 派遣日時
- 2 派遣場所
- 3 アドバイザーの氏名
- 4 業務内容
- 5 担当者所属氏名及び連絡先

(様式第2号)

第 号  
年 月 日

三重県景観アドバイザー 様

三重県知事

三重県景観アドバイザー派遣依頼書

次のとおりあなたを三重県景観アドバイザー制度実施要綱第5条第2項の規定により三重県景観アドバイザーとして派遣したいので、よろしくお願ひします。

- 1 派遣日時
- 2 派遣場所
- 3 業務内容
- 4 派遣先担当者所属氏名及び連絡先

事務担当  
三重県県土整備部都市政策課  
TEL059-224-2748

(様式第3号)

第 号  
年 月 日

市町長 様

三重県知事

三重県景観アドバイザー派遣決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のありました三重県景観アドバイザーの派遣について、次のとおり派遣を決定したので、三重県景観アドバイザー制度実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

なお、終了後は速やかに同実施要綱第5条第3項の規定により「三重県景観アドバイザー派遣実績報告書」を提出して下さい。

1 アドバイザー氏名

2 派遣日時

3 派遣場所

4 備考

事務担当  
三重県県土整備部都市政策課  
TEL059-224-2748

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

三重県知事 様

市町長

三重県景観アドバイザー派遣実績報告書

年 月 日付け第 号で通知のありました三重県景観アドバイザーの派遣の実績について、三重県景観アドバイザー制度実施要綱第5条第3項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 アドバイザー氏名
- 2 派遣日時  
年 月 日 ( 時 分 ~ 時 分)
- 3 派遣場所
- 4 業務概要

事務担当

# 三重県景観アドバイザー派遣フロー図

